

【岐阜県委託事業】

教育機関等における医療的ケア児看護人材育成研修 実施要項

1. 研修を実施するにあたっての背景

1) 法律の制定

令和3年に医療的ケア児およびその家族に対する支援法が施行された。その基本理念の一つに「個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援－医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ、適切に行われる教育等に係る支援等」と定められている。この法律が施行されたことにより、国・地方公共団体および保育所や学校の設置者等の医療的ケア児への支援が、「責務」と明記された。その支援措置に、看護師等または喀痰吸引等が可能な保育士の配置が定められた。

2) 教育機関等(※)に従事する看護職について

医療的ケア児は希少難病や疾患が複雑なことから、個別性が高く、ケア也多岐にわたっている。また、看護職にとって、教育機関等は慣れない環境であり、ひとりで従事することが多く、重圧がかかり負担を感じている。さらに、医療ケア以外の保育など未経験の業務を要求される場合もあるため、困難を感じることも少なくはない。以上のことから、従事する看護職も少なく、離職にもつながっていると考えられる。

※教育機関等とは、保育所・幼稚園や小中学校等をいう

2. ねらい

教育機関等に従事し、医療的ケア児の看護を提供できる看護人材を育成する。また、看護職同士のつながりを持ち、看護職が教育機関等という慣れない環境でひとりで従事することに対する負担の軽減につなげる。

3. 目的

教育機関等における看護師の役割を理解し、医療的ケア児の看護に必要な知識・技術を習得する。

4. 受講対象者

保育所・幼稚園や小中学校等で従事しているもしくは従事を考えている看護職

※全日程が履修できる者

5. 定員

20名程度

6. 募集方法

1) 募集案内先

市町村保育窓口・保健センター、保健所

県を通じて小中学校・保育所・幼稚園

ナースセンターと連携してナースセンター求職登録者

2) 募集方法

チラシ配布、ホームページ掲載

7. 受講決定

定員を超えた場合は、基準に沿って選考する

8. 申込期間及び申込方法

1) 申込期間

令和7年5月1日（木）～5月15日（木）まで

2) 申込方法

岐阜県看護協会マナブルより申込

9. 研修日数

4日間（講義2日間、講義・演習2日間）

10. 研修内容

1) 講義（2日間）Zoom配信

（1）開催日：7月16日（水）、8月20日（水）

（2）内 容：別紙プログラム参照

（3）会 場：岐阜県看護協会

2) 講義・演習（2日間）集合研修

（1）開催日：10月9日（木）、11月11日（火）

（2）内 容：別紙プログラム参照

（3）会 場：岐阜県看護協会

11. 研修費用

無料

12. 会議

講師会議（1～2回開催予定）

13. 修了認定

全科目の出席により修了の認定を行い、修了証を交付する